

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成20年7月18日

京都市長 門川 大作

京都市規則第28号

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する
条例の施行期日を定める規則

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例（平成20年3月28日京都市条例第56号）の施行期日は、平成20年9月1日とする。

（環境局循環型社会推進部循環企画課）